

「インボイス制度」導入、中小企業の準備事項

・適格請求書（インボイス）とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、一定の事項(下記にご説明している「登録番号」等)が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

そして、令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。

⑥ 請求書		XX年11月分	
11/1	牛肉 ※		5,400円
11/2	小麦粉 ※		2,160円
⋮			⋮
11/30	ビール		6,600円
※ 軽減税率対象		③	合計 87,200円
(10%対象 40,000円)			うち消費税 7,200円
(8%対象 40,000円)		⑤	消費税 4,000円)
			消費税 3,200円)
		①	△△株
			登録番号 T1234567890123

※ 国税庁 HP より

・インボイス制度とは

<売手側>

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

<買手側>

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

・中小企業の準備事項

ではこのインボイス制度導入について、中小企業ではどのような準備をしておく必要があるのでしょうか。

まずは、一番大きな改正である「請求書の変更」です。

自社が発行する請求書を、必要な項目を満たす適格請求書(インボイス)仕様に変更しないとイケませんので、そのためのシステムやソフト含めた準備が必要でしょう。

・登録制度など

他にも、下記について準備が必要です。

- 1 令和3年10月1日から登録制度が始まるので、その手続きを行わなければなりません。
- 2 支払先が登録事業者か否かの確認が必要です。
消費税免税事業者や登録事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。
- 3 消費税免税事業者は登録するか否かを慎重に検討し判断しなければなりません。
消費税免税事業者が登録を受けるには、あえて消費税課税事業者となる必要があります。しかし、課税事業者となれば消費税の納税という負担が発生します。様々な状況から検討していく必要があります。

因みに、今年10月以後、「適格請求書発行事業者登録簿」がインターネット上でオープンになる予定で、そのサイトで取引先が免税事業者かどうか分かるようになります。

特集 インボイス

検索

